

福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、県内中小製造業を主役として成長産業の育成・集積を進めていくため、ふくしま地域活性化雇用創造事業による高度ものづくり人材（以下「高度人材」という。）を無期の正社員として新たに雇用し、その高度人材の雇用の効果として当該高度人材以外の正社員雇用も見込まれる県内中小製造業者（以下「補助対象者」という。）に対し、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 公益財団法人福島県産業振興センター内に開設する「福島県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ人材拠点」という。）」が委託を受けて実施する「福島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」により高度人材の確保を申し込んでいる者。
- (2) 福島県内に主たる事務所を有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）。
- (3) 対象となる業種は、次の表に定める統計法（昭和19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類に定める業を営む者。

再生可能エネルギー関連産業	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、非鉄金属製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
医療関連産業	プラスチック製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、印刷・同関連業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業
ロボット関連産業	ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業、金属製品製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、その他の製造業
航空宇宙関連産業	輸送用機械器具製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・

	電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、その他の製造業
輸送用機械・ 半導体関連産業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、その他の製造業

(4) 以下の全てを満たす者。

- ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。
- イ 厚生労働省及び本県が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから本補助金の交付申請を行う日の前日まで3年を経過していない事業者でないこと。また、補助金の交付申請を行った日から補助金の交付までの間、不正受給をした事業者でないこと。
- ウ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
- エ 交付申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
- オ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- カ 税務署が発行する納税証明書（消費税及び地方消費税）及び県税事務所が発行する納税証明書において滞納していないことが確認できる事業者であること。
- キ 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県が行う検査に協力する事業者であること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は補助対象者としなない。

- (1) 福島県暴力団排除条例（平成23年条例第51号。以下暴力団、暴力団員等その他の用語については、同条例において使用する用語に同じ。）第22条及び第23条の規定に違反した事実がある者
- (2) 役員等（代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当する者
- (3) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内の中小製造業者が、再生可能エネルギー、医療、ロボット、航空宇宙及び輸送用機械・半導体関連産業を営み、自らの企業の中核となる県外に居住しかつ県外企業に就業している高度人材を、県内企業の無期の正社員として雇用するとともに、その高度人材の雇用の効果として当該高度人材以外の正社員雇用も見込まれる事業とする。

- 2 前項の事業については、国や県等から同種の他の補助金を受けていないこと、又は受ける予定がない場合に補助対象とするものとする。

(補助対象経費等)

第4条 前条の事業における補助対象経費及び補助率、補助限度額については、以下のとおりとし、補助対象経費については、本事業以外の事業に係る経費と明確に区分するものとする。

補助対象経費	県内への移動に伴う旅費、人件費（給与、賞与、超過勤務手当、通勤手当、役職手当等の諸手当、社会保険料のうち事業主負担分）
補助率	補助対象経費の2分の1 ただし、本事業により雇用した者を事業期間終了後、事業主都合により継続雇用しなかった場合（ただし、天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により継続雇用しなかった場合を除く。）は、雇用された月から継続雇用しなかった月の前月までの補助対象経費の2分の1とする。
補助限度額	新規に雇用される高度人材1人当たり150万円
補助対象期間	高度人材を無期として新規雇用を開始した日から起算して6か月以内または新規雇用を開始した日が属する年度の2月末日のいずれか早い日
補助対象人数	1事業者につき2人まで

- 2 補助対象となる高度人材の正社員雇用は次の各号を満たすものとする。
- (1) 補助金の交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣又は請負により就労したことがある者を再び雇い入れるものではないこと。ただし、雇用関係については、試用雇用の場合を除く。
 - (2) 資本関係を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものではないこと。
 - (3) 県内に主たる事業所を有する事業所で雇用されている者を雇い入れるものではないこと。
 - (4) 県内の事業所において雇用されている者を雇い入れるものではないこと。
 - (5) 新規学卒者ではないこと。
 - (6) 補助対象期間終了までに生活の本拠を県内に移す者であること。
 - (7) 中小企業の中核となる業務を担う実務経験が通算して3年以上ある者であること。
 - (8) 雇い入れる高度人材の雇用の効果として当該高度人材以外の正社員雇用も見込まれる者であ

ること。

- 3 この補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額は補助限度額を超えないものとし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、高度人材が正社員として就業開始する7日前または就業開始する日が属する年度の1月末日のいずれか早い日まで福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類各1部を知事に提出するものとする。

- 2 交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の実施計画書
- (2) 補助事業の経費配分及び収支予算書
- (3) 履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- (4) 税務署が発行する納税証明書（消費税及び地方消費税）及び県税事務所が発行する納税証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- (5) 定款の写し
- (6) 会社概要（概要がわかる会社案内、パンフレット等）
- (7) 「労働保険料・一般拠出金納付証明願」の労働保険特別会計歳入徴収官印を押印したものの写し
- (8) プロ人材拠点が高度人材と認めた書類
- (9) 新規雇用者の履歴書及び前歴記載書及び雇用契約書の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を文書により通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に係る経費又

は内容を変更しようとするときは、遅滞なく福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 補助事業に要する経費の20%以内の減額で、補助金の額に変更が生じないもの
- (2) 事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で内容を変更する場合

（補助事業の中止又は廃止の承認）

第9条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業遂行状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から求められた場合は、遅滞なく福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金にかかる事業遂行状況報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を、事業完了の日（第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日）、から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第14条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者が前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金精算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく県の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の経理等）

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の証拠書類を、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入額控除額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、遅滞なく福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金にかかる事業仕入れに関する消費税相当額報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（その他必要な事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。